**冬季の閑散期に観光需要創出！**

**せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン（第2弾）**

**旅行業者向け**

**取扱マニュアル**

# ２０２０年１０月１９日制定

* 目次

１　はじめに････････････････････････････････････････････ ２

２　せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンの概要･･････････････ ２

３　申請手続きについて･･････････････････････････････････ ６

４　不正利用の防止について･･････････････････････････････ ８

５　事務局連絡先････････････････････････････････････････ ９

６　各種スケジュール････････････････････････････････････ １０

７　概算払請求（実績確定前の請求）･･････････････････････　１０

８　よくあるお問い合わせ（FAQ）･････････････････････････ １１

**【本事業への参加にあたってのお願い】**

○制度の趣旨を踏まえ、要綱等で定めたルールに則った取り組みをお願いします。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。

○旅行会社各社には、割引販売の実績に応じて、事業終了後に支援金の支給をいたします。通常料金での販売に要する経費は、遅滞なく、宿泊施設等へ支払いをお願いします。

○せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンの適正かつ効果的な執行を図るため、販売実績等の進捗報告を週1回ご協力いただくほか、必要に応じて実績報告をお願いする場合があります。

○販売実績の進捗状況により事業の中止を求める場合があります。また要綱等で定めたルールに則った取組が困難と判断された場合は速やかに変更申請手続きをお願いします。

〇申請書類等の提出などに不備があった場合には、事務局の求めに応じて遅滞なく対応すること。

○キャンペーン終了後、実績報告書を提出いただきますが、スケジュールがタイトとなっておりますので、実績報告の取りまとめは事業実施期間中も随時行うなどし、迅速な手続きを心掛けてください。時期が迫りましたら再度ご連絡させていただきます。（期限等遵守いただけない場合は支援金のお支払いができない場合がございます）

○その他のご不明な点は、事務局宛へお問い合わせください。

# １　はじめに

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン第2弾は、冬季の閑散期に観光需要を創出するため、宮城県が7～8月実施した「県内観光宿泊プラン造成支援事業」スキームを活用した旅行商品の低廉化に取組んだ宮城県内の旅行会社や宿泊施設に対して支援金を給付する制度です。

本書では、県内観光宿泊プラン造成支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるものの他、支援金の受給に係る必要な事項を記載いたします。

# ２　せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンの概要

## （１）支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者という」）（「実施要綱」抜粋）

　　　せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン事務局（以下、「事務局」という。）との間に生じる必要なすべての手続きについて、日本語での対応、電子メールでのやりとりが可能であり、日本国内に銀行口座を有し、かつ以下のいずれかに該当するものとします。

1. 旅行業法第３条に規定する登録を受けた事業者であり、宮城県内に営業所を有し、宮城県の宿泊販売において相応の実績を持つと認められる者
2. その他、宮城県が適当と認める者

## （２）支援対象経費

　　　１）＜宿泊費割引＞東北各県＋新潟県在住者（在留外国人を含む）を対象とする宮城県内での宿泊を伴う旅行商品や宿泊商品に対し、表１のとおり１人泊あたり半額（5,000円まで）及び１人１回の旅行あたり10,000円（2泊程度）を上限に低廉化に要した費用を支援します。（表１）

　　　２）＜団体旅行補助＞団体旅行への宿泊費補助として教育旅行を除く8名以上の団体旅行に対して１）に加えて割引額500円を付加（1人泊最大5,500円割引、1回の旅行当たり11,000円まで）

　　　３）＜団体商品造成補助＞教育旅行を除く8名以上の団体旅行を催行した場合に、人数に応じて補助。（表２）（募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行の場合）

　　　※子供も同様に対象となります。（乳幼児の施設使用料も対象です。）

　　　ただし、次のものは、支援対象外となりますのでご注意ください。

1. 宿泊を伴わない日帰り旅行商品
2. 地方公共団体が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。
3. 地方公共団体が他の団体に業務を委託して全項と同様に実施するもの。

(ただしGoToの併用は認める。GoTo支援後に絆第2弾を支援の順。)

1. パンフレットにロゴマークを付けていないもの。（募集型企画旅行・受注型企画旅行）

既に造成済みの募集型企画旅行商品には付けていなくても可とします。

1. その他宮城県が不適当と認めるもの。（例.換金性のあるものを組み込んだプラン＜クオカード、商品券等＞）

なお、第２弾は商品造成への支援は行いません。宮城の観光関連商品の付加も不要です。

表１　１人１旅行（宿泊）あたりの支援額（割引額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 旅行形態 | １旅行（宿泊）  1人当たりの  支援限度額 | １旅行１人当たりの支援限度額 |
| 旅行商品  １泊 | 1旅行（宿泊）１人当たり  10,000円以上 | 5,000 円 | 10,000 円 |
| 1旅行（宿泊）１人当たり  10,000円未満 | 半額(1泊5,000円上限) |
| 旅行商品  2泊 | 1旅行（宿泊）１人当たり  20,000円以上 | 10,000円 |
| 1旅行（宿泊）１人当たり  20,000円未満 | 半額(1泊5,000円上限） |

　※８名以上の団体旅行の場合、上記の金額に1人泊あたり500円が追加となります。

　※支援額が1円未満の端数処理は切り捨てとなります。

　　表2　団体商品造成補助（募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行の場合。）

|  |  |
| --- | --- |
| 人数 | 補助金額 |
| 8～10名 | 20,000円 |
| 11~20名 | 30,000円 |
| 21～30名 | 50,000円 |
| 31名以上 | 70,000円 |

## （３）支援対象となる期間

　　令和2年11月13日（金）チェックインから令和3年1月31日（日）チェックアウトまでの宿泊分。

　ただし、11月10日（火）を販売開始としますので，これより前に予約が入っているものについては支援の対象とはなりません。

## （４）支援金対象事業者指定及び支援金配分割当限度額の審査基準

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンの対象事業者の指定及び支援金配分割当限度額については、各事業者より申請いただいた申請書（様式第1号）の記載内容を基に、以下の観点から総合的に判断し、決定いたします。（決定に対する異議申し立ては受け付けません。）

|  |
| --- |
| ●審査基準   * 可能な限り早期に宿泊支援旅館・ホテルの販売を開始できるか。 * 宿泊支援旅館・ホテルの販売状況を事務局の求めに応じて報告できる体制を有するか。   （システムや帳票等により管理等ができるか。電子メールでのやりとりが必須になります。）   * 7～8月に実施した第一弾の販売実績 |

## （５）販売にあたっての留意事項

・価格表示について

販売にあたっては、**せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンの割引を適応していることを明示するとともに、販売割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知**できるようにしてください。（P.5の表示例参考）

　　・取消料は、観光庁・JATAの見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示すことにより、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」とすることができます。

　　・新商品について、通常価格と割引後の価格を併記することは、景品表示法の二重価格表記違反となりますので、下記の表示例を参考にしてください。

　　　（表示例）販売価格　10,000円（せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン5,000円分の割引適用後の価格です。）

　　・購入者（旅行者）の住所確認について

　　　支援対象は、東北各県＋新潟県在住者（在留外国人を含む）に販売する旅行商品のみとなりますので、当該商品を販売する旅行会社は、申込者が当該県以外の住所で申し込みをした場合には、運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認をお願いします。確認の結果、当該県に在住していないことが判明したときには、割引の対象とはなりません。

　　　※例：単身赴任で仙台に在住しているが、免許証などの身分証明書は当該県以外の住所となっている⇒割引の対象になります。

団体・グループ旅行の場合、当該県在住者以外の旅行者が含まれていることが判明した場合には、その旅行者の分は割引対象外となります。

※参加者の大小に関わらず、旅行業務取扱においては「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考に、感染拡大防止に努めてください。特に団体旅行においては三密

リスクを下げる旅程管理の徹底をお願いします。

|  |
| --- |
| 【住所確認方法】  （証明書の提示）　※いずれも参加者名および住所が併記されている場合  ■運転免許証　■健康保険証　■住民票　■学生証　■マイナンバーカード■社員証  　　■公共料金領収書(発行日から２ヵ月以内)　■在勤証明書など  （その他）  ■参加者自宅に設置されている固定電話番号  　※販売旅行会社は、電話番号が東北各県＋新潟県の市外局番かを確認してください。 |

## （６）その他留意事項

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンに参加される場合は以下の点について、ご留意願います。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。

・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本キャンペーンで申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。

・観光支援という観点から、支援金を旅行会社の利益とすることは禁止されています。

また、被災地域の復興支援の観点から、旅行会社から宿泊施設への支払条件等について配慮

をお願いします。

・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。

・宮城県からの支援金額について、令和３年３月末頃の支払いとなります。審査に２か月程度

要しますのでご了承ください。（特に理由がある場合は、後述する概算払請求をご活用ください。）

・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンを活用した商品の販売実績及び支援金消化状況は、増減の都度ご報告いただきます。

・事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から５年間の保管をお願いします。

**【表示例】（募集型企画旅行の場合）**

４．ご注意

①支援金の予算が消化され次第終了となります。

②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引後の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは弊社係員にお尋ねください。

＊この書面は旅行業法第１２条の４による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法第１２条の５により交付する契約書面の一部となります。該当ツアーのパンフレットと合わせてご確認のうえお申し込みください。

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第○○○号

（株）○○○旅行社　（一社）日本旅行業協会正会員

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン

（第2弾）のご案内

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンとは、宮城県の観光需要の早期回復を目的として、宮城県内在住者を対象とした旅行商品を割引して旅行の機会を検討頂くため、宮城県が実施する支援金です。

当社では、11月10日以降にお申し込みのお客様に対し、この補助金を活用して下記のツアーを割引いたします。

１．対象ツアー

○○ツアー、△△の旅

2020年11月13日（交付決定日以降）から2021年1月31日までの宿泊

**ロゴ・キャッチフレーズを入れて**

**本来の価格ーGoTo支援額―絆第2弾支援金額＝お支払い実額**

※本来の価格又は販売割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。また、GoToトラベル事業における旅行広告・取引条件説明書面の表示マニュアルに基づき作成すること。（GoToトラベル事業向けサイト参照）

３．割引額

２．ご購入いただける方

　　申し込み時点で、東北各県＋新潟県内に在住されている方（在留外国人を含む）に限ります。

限ります。

# ３　申請手続きについて

　　支援金を受給するには、手続きの流れにより、各種申請手続きが必要です。

## （１）補助金交付申請

　　せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンを適用した旅行商品及び宿泊商品の販売は、次の申請書を提出していただき、事務局の承認を受けることが必要です。

1. 提出書類

・県内観光宿泊プラン造成支援事業補助金交付申請書（様式第１号の１）

・補助金算出シート（様式第2号の１及び2号の２）

・誓約書

　　　・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン商品で展開する商品の具体的な内容等を示す資料

※募集型企画旅行・・・・・パンフレット、行程表など旅行の内容がわかるもの。

※受注型企画旅行・・・行程表と見積もりを、受注決定次第、都度事務局へ送付。

1. 提出期間：令和２年10月20日（火）～10月30日（金）(必着)

以後の申請はお受けできませんので、ご了承ください。

1. 提出先

P.9のJATA東北　せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン事務局へご送付ください。

（宅配・書留にてお願いいたします。）

## （２）販売実績の報告

支援金は、販売実績に応じて支給します。補助金交付申請書（様式第１号の１）に記載した販売期間終了後に速やかに実績報告書（様式第6号）を提出してください。

なお、報告書の提出にあたっては、代表者印が必要な書類を除き、電子メールでの提出も可能です。必ず配達の記録が残る方法で送付してください（宅配・書留等）。普通郵便で送付され、万が一紛失した場合や提出遅延した場合等、事務局ではその責任を負いません。

## ア　実績報告（最終）の提出について

## ○提出書類

## 支援事業補助金実績報告書（様式第6号） ※代表者印の押印箇所あるため、電子メール不可

## 支援事業補助金実績書（様式第７号の２）

## 実績内訳シート（様式第8号の２）

## ※宅配・書留等の送付に加え、データを電子メールで送付ください。

## ※参加者の居住地（市町村名）の記載も必要となります。

## 宿泊及び旅行実績が証明できる書類。団体旅行については、団体名及び、人数が記載された行程表など団体旅行の実績がわかる書類も追加で提出いただきます。

## ⑤　その他事務局が必要と認めるもの

## （お客様への旅行費用還元が確認できる書類、請求書等）

※上記④⑤の書類は、お客様の旅行が（キャンセルされることなく）実際に行われたか、

また③実績内訳シートの記載内容が正しいかどうかを事務局で確認させていただくために

ご提出いただきます。下記を参考に書類のご準備をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【④宿泊及び旅行実績が証明できる書類】  　■宿泊証明書　　　■宿泊施設との宿泊実績に基づく精算書　　　■旅行引受書又は申込書  　■全旅・大手旅行会社クーポン券　　■お客様への領収書（旅行内容がわかるもの）  ■団体旅行の内容がわかるもの  **※お名前、人数、宿泊日（泊数）、宿泊代金、宿泊ホテル名、旅行会社名が必ず明記。（複数枚可）** |
| 【⑤その他事務局が必要と認めるもの（お客様への旅行費用還元が確認できる書類等）】  上記④のみでは③実績内訳シートの記載内容が確認できない場合、以下の書類を提出いただきます。  　■お客様への旅行請求書（内訳がわかるものであり、割引前後の料金が確認できるもの）  ■せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン専用パンフレットやWEB案内画面キャプチャーなどの商品告知物（料金の記載があるもので割引後の金額が明確なもの）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など |

　　　※提出書類については、事務局にて書類不備や報告内容に間違いがないか等の確認を行います。

　　　※事務局から追加で資料の提出を求められた場合、速やかに対応をお願いいたします。

## ○最終提出期限

## 令和3年2月8日（月）まで（必着）

## \*期限を１日でも過ぎると支援金の支給ができませんので、ご注意ください。

## ○実績報告に基づく請求・支払

## 実績報告（最終）に基づき、支援金事業補助金実績書（様式第7号の１）にてご請求ください。事務局は適正な請求書を受理した後、令和3年3月末頃に宮城県より支援金をお支払いします。

## イ　進捗状況の報告について

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン支援金予算を効率的に運用するため、販売開始以降、毎週1回、販売（予約）状況をご報告ください。

（進捗状況報告シートを提出）

※宮城県からの交付決定額の範囲内で販売をお願いします。超過分については自己負担となります。

## ウ　その他事務局が必要とする書類について

報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。その場合は事務局より対象事業者へご連絡いたします。

図１　申請手続きの流れ

①補助金交付申請

④決定・不採択通知

※事業中止通知

⑤実績報告

⑦支払

事務局

事業者

対象期間

11/13

～

1/31

販売開始11/10～

販売終了

宮城県

②補助金交付申請

③決定・不採択通知

※進捗状況の報告

※進捗状況の報告

⑥実績報告

# ４　不正利用の防止について

## （１）キャンセルに伴う不正の防止

## お客様が、旅行･宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該旅行・宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

## （２）ノーショウの防止

本事業の目的である宮城県内の観光需要の早期回復という観点から、交通付き宿泊フリープラン等を購入するものの実際には宿泊しない、いわゆるノーショウの発生防止対策をお願いします。

各対象事業者からの実績報告に基づく、事務局実績確認において宿泊実績がないと認められると判断した場合は、支援対象外となります。

## （３）提携販売を利用した場合の実績報告取扱い

各事業者が提携販売店・エージェントセンター支店より宿泊の提供を受けた場合は実績報告の

カウントを禁止します。（提携販売店・エージェントセンター支店や宿泊先に確認させていただくことがあります。）

**（４）事務局における実績確認**

各対象事業者より提出いただく毎週の進捗状況報告及び実績報告（最終）書類にもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、

一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、事務局（または県）による対象事業者への立ち入り検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

# ５　事務局連絡先

|  |
| --- |
| 名　　称：JATA東北　せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン事務局  住　　所：980-0021 仙台市青葉区中央2丁目2-10　仙都会館5階　526号室  電話番号：022-208-9578・9580　　FAX番号：022-208-9579  E-mail　：jatatohoku1@taisaku.page |

# ６　各種スケジュール（予定）

**事業期間：令和２年１１月１３日（金）～令和３年１月３１日（日）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内 容 | 時 期 | 旅行会社 |  | 事務局 |
| １ | 補助金交付  申請  （販売計画提出） | 10月19日～10月３0日  （延長無） | 提出（送客予定人泊数・支援金消化見込額など） | → |  |
| ２ | 対象事業者指定(承認可否決定) | 11月1日～11月6日  （延長無） |  | ← | 審査・事業者承認可否の決定 |
| ３ | 商品販売 | 11月10日販売開始  （対象期間11/13～1/31） | **進捗状況の報告**  **（週1回）** |  | 進捗状況の確認 |
| ４ | 実績報告 | 事業完了後（速やかに）  ※最終２月8日まで | 実績報告書提出 | → |  |
| ５ | 額の確定 | 実績報告後速やかに |  | ← | 審査・支給額確定  額の通知 |
| ６ | 支援金交付  （精算）（振込） | 請求書受領後、速やかに  ※３月末頃 |  | ← | 支援金の支払  （振込） |

# ７　概算払請求（実績確定前の請求）

　　　実績確定前に支援金の支給を受けたい場合に、特に必要があると認めるときには、様式第９号により、交付決定額の１/２を上限に支援金の請求が可能です。販売状況などを確認させていただき、支援金を支給します。詳細は交付決定通知書に同封される案内をご覧ください。

# ８　よくあるお問い合わせ（FAQ）

|  |
| --- |
| Q１．東北各県＋新潟県内在住者のみを対象とする理由は何か。 |

A１．７～８月に実施した第１弾のキャンペーンでは宮城県在住者限定とし、県内での観光需要創出に一定程度効果があったことから、第２弾は、9月に東北各県および新潟県などによる域内の観光流動創出に向けた共同メッセージを踏まえ、東北各県+新潟県内在住者を対象とすることとしました。旅行者の皆様は、感染症対策をしっかりと取られた上でご旅行ください。

|  |
| --- |
| Q２．対象事業者指定申請を行えば必ず支援金を貰えるのか。申請する金額はいくらでも良いか。 |

A２．対象事業者指定申請の内容をもとに、本マニュアルにも記載の観点から総合的に審査し、対象事業者の指定承認可否を行いますので、必ず支援金が交付されるわけではありません。また、今回は各社毎に事前に支援金配分枠の設定は行いません。申請の金額や申請者数等を勘案し、各社の支援金額を決定いたします。

|  |
| --- |
| Q３．せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーンが適用になるのは、宿泊・旅行すべてか。 |

A３．宮城県内での宿泊を伴う旅行商品となります。宿泊を伴わない日帰り旅行等は対象外となります。詳しくは、要綱、本マニュアルをご確認ください。

|  |
| --- |
| Q４．宮城県内観光宿泊プラン造成支援を適用し割引できるのは、新規に設定した商品のみか。 |

A４． 新規商品のみならず、既存商品も対象となります。ともに宿泊プラン造成支援を適用していることを明示するとともに、本来の価格または割引後の価格を明示し、支援金を充当し割引を行っていることをお客様が理解できるようにしてください。

|  |
| --- |
| Q５．対象期間は、いつまでか。 |

A５．令和3年1月31日（日）チェックアウトの宿泊までを対象期間としております。これは、宿泊及び旅行終了後、最終実績報告（必要書類完備）を令和2年2月8日必着で行っていただき、それに基づいた事務局確認、支援金請求・支払等の手続きを3月末頃までに完了するためです。実績報告が間に合わなかった場合は、支援金のお支払はできません。

|  |
| --- |
| Q６．宿泊日数の上限はあるか。 |

A６．宿泊日数の上限はありませんが、お1人様1旅行あたり10,000円（8名以上の団体旅行は11,000円）が最大の割引上限となります。例えば、お1人様1泊10,000円以上のご宿泊をされる場合は、1泊5,000円割引（8名以上の団体旅行は5,500円割引）が適用できますので、2泊までとなります。

|  |
| --- |
| Q７．各社で使用できる支援金の上限はあるか。 |

A７．本事業全体の支援金総額には限りがあることから、交付決定額の範囲で販売をお願いします。支援金消化額を把握するためにも進捗状況を週に1回はご報告いただくこととなります。支援金の再配分については支援金の消化状況により決定します。

|  |
| --- |
| Q８．観光目的の旅行の場合、１室１名定員の部屋の利用は支援対象となるのか。 |

A８．新型コロナウイルス感染対策の一環として、いわゆる「３密」を避け、人と人との接触機会の最小化の観点から、１室１名定員の部屋の利用も支援対象とします。